

「金沢市中小企業男性育児休業取得支援助成金」申請要領

1. 制度の趣旨

国の男性育児休業取得制度の改正に伴い、中小企業における男性の育児休業取得に向けた取組支援を強化するため、男性労働者が育児休業を取得しやすい環境整備に取り組む中小企業等に対し、助成金を交付します。

2. 用語の意義

用 語	説 明
育児休業	育児・介護休業法又は勤務先の就業規則、労働協約等の定めるところにより、育児を目的にする休業又は休暇 ※労働基準法に基づく年次有給休暇は含みません
中小企業等	常時雇用する労働者が300人以下の企業、法人等 ※ただし、官公庁等を除きます
労働者	職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者
育児休業取得率	配偶者が出産した男性労働者の数に対する連続または、分割して2回取得した合計が2週間以上の育児休業を取得した男性労働者の割合 (少数第1位以下は切り捨て) $\frac{\text{育児休業を取得した男性労働者数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者数}} = \text{男性労働者の育児休業取得率}$ ※上記の男性労働者はいずれも雇用保険の被保険者に限る。

3. 対象となる方

次の項目につき、すべてに該当する中小企業等に交付します。

- (1) 国の両立支援等助成金（出生時両立支援コース第1種）の支給決定を受けている
- (2) 申請を予定している助成金の種類に応じ、それぞれの要件を全て満たしている

① 第1種助成金

- ・国の助成金の対象男性労働者が連続または、分割して2回取得した合計が2週間以上の育児休業を取得している

※育児休業の初日が令和4年10月1日以後、末日が令和10年3月31日までであること

- ・上記助成金対象男性労働者の育児休業が終了してから1か月以上雇用保険被保険者として継続して雇用している

② 第2種助成金

- ・第1種助成金の支給決定を受け、男性労働者の育児休業取得率が、第1種助成金申請年度（国の第1種助成金の対象となった男性労働者の取得した育児休業の末日の属する年度）の前年度と比較して30%以上上昇している
- ・第1種助成金申請年度に、第1種助成金の申請に係る男性労働者の他に連続または、分割して2回取得した合計が2週間以上の育児休業を取得した男性労働者が1名以上いる

(3) 金沢市内に本社がある

(4) 常時雇用する労働者が300人以下である企業、法人等である

(5) 雇用保険適用事業主である

(6) 就業規則又は労働協約に育児休業の規定を設けている

(7) 市税に滞納がない

(8) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有しない

(9) 本市が行う啓発事業に協力することに同意する

4. 助成金の額

(1) 第1種助成金 1人目 100,000円、2人目及び3人目各 50,000円

(2) 第2種助成金 300,000円

5. 申請方法等

直接持参または郵送で、申請書類を提出してください。

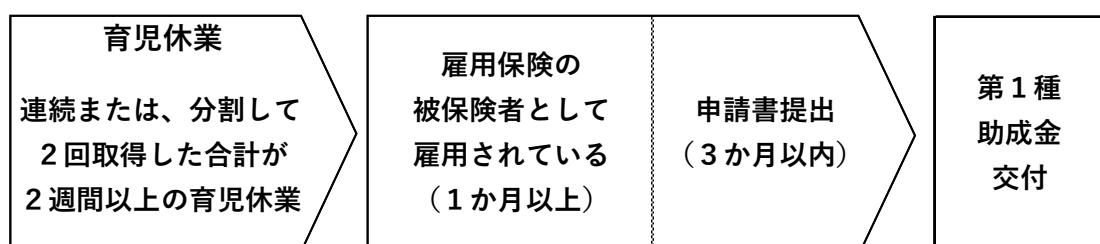
【申請できる期間】

(1) 第1種助成金 育児休業終了日の翌日から1月を経過した日から3か月以内

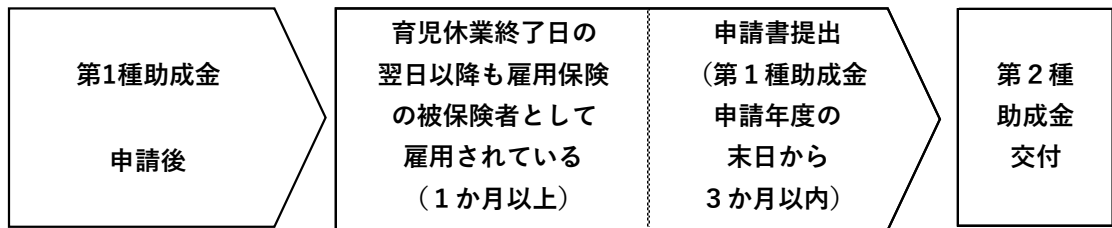
(2) 第2種助成金 育児休業終了日の翌日から1月を経過し、かつ第1種助成金申請年度（国の第1種助成金の対象となった男性労働者の取得した育児休業の末日の属する年度）の末日から3か月以内

【申請等の流れ】

(1) 第1種助成金



(2) 第2種助成金



6. 申請（添付）書類

(1) 共通

- 中小企業男性育児休業取得支援助成金交付申請書〔様式第1号〕
- 雇用保険被保険者番号を確認できる書類
(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の事業主控え等)
- 育児休業や勤務の状態が確認できるもの（出勤簿やタイムカードなど）
- 請求書

(2) 第1種助成金

- 出生時両立支援コース（第1種）支給決定通知書の写し
- 両立支援等助成金出生時両立支援コース（第1種）提出書類の写し

(3) 第2種助成金

- 育児休業取得率を明らかにする書類（別紙）
- 育児休業取得率算定の対象である子の出生日が確認できるもの
(母子手帳など)

7. 審査・交付の決定

申請書類を受理後、内容の確認及び対象要件を満たしているかの審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、申請をした事業主に通知します。

8. 啓発事業への協力

本助成金の交付を受けた方には、次のような事業への協力をお願いします。

- ・市主催のセミナー等で取組事例として紹介 など

【提出・問合せ先、受付時間】

金沢市経済局商工労働課

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1 (第一本庁舎内) 平日 9:00～17:45

電話:(076)220-2199 FAX:(076)260-7191 Email:syoukou@city.kanazawa.lg.jp